

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☞ 生命保険の生前給付金

Q：私の夫は、先日がんで入院し、余命3カ月と診断されました。夫の加入しているがん保険にはリビングニーズ特約が付いており、生命保険の一部を生前に受け取ることができるのですが、この生前給付金に所得税はかかるのでしょうか。

A：所得税は課税されません。

【解説】

リビングニーズ特約とは、すべての病気やケガを対象とし、「余命6カ月以内」と診断されたときに、死亡保険金の一部又は全額が支払われるもので、原則として、終身保険や定期保険、養老保険に特約としてセットされます。また、特約にかかる保険料は無料になっています。

ところで所得税では、生命保険契約に基づく給付金で、高度障害保険金、高度障害給付金、入院費給付金として受けるものは、被保険者が受け取る場合だけでなく、被保険者の配偶者や直系血族又は生計を一にするその他の親族が受け取る場合も、非課税とされています。

がん、急性心筋梗塞、脳卒中の三大疾病を対象とする「特定疾病給付保険」にかかる生前給付金については、被保険者本人の治療や介護に使われるお金であるという意味合いから高度障害保険金と同様の扱いとされます。

したがって、ご質問の場合の生前給付金については、所得税は課税されません。

